

使用前検査申請書

廃炉発官R5第159号  
令和6年2月8日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号  
東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3  
第7項の規定により次のとおり検査を受けたいので申請します。

<p>発電用原子炉施設の設置又は変更に係る事業所の名称及び所在地</p>	<p>福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町</p>
<p>申請に係る発電用原子炉施設の概要</p>	<p>福島第一原子力発電所 5・6号機 放射性液体廃棄物処理系 5・6号機 仮設設備(滞留水貯留設備) 移送設備 移送ポンプ(追設) 2台 ポリエチレン管(追設) 6号機タービン建屋出口配管分岐から 受入タンク及び中間タンクまで (ポリエチレン管)  実施計画 II. 2. 33 参照</p>
<p>実施計画の認可年月日</p>	<p>平成25年 8月14日 (実施計画の変更認可年月日: 令和 6年 1月29日)</p>
<p>検査を受けようとする工程</p>	<p>構造, 強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時 設備の組立てが完了した時 工事の計画に係る工事が完了した時</p>
<p>検査を受けようとする期日</p>	<p>自 令和6年 3月 5日 至 令和6年 3月 7日</p>
<p>検査を受けようとする場所</p>	<p>東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所</p>
<p>申請に係る発電用原子炉施設の 使用の開始の予定時期</p>	<p>令和6年 4月 8日</p>

工事の工程に関する説明書

項目	年月		
	1	2	3
5・6号機 放射性液体廃棄物処理系 5・6号機 仮設備(滞留水貯留設備)  移送設備 移送ポンプ(追設) 2台 ポリエチレン管(追設) 6号機タービン建屋出口配管分岐 から受入タンク及び中間タンクまで (ポリエチレン管)		▼ ☆☆ △	

─ : 工事期間    ☆ : 使用前検査    △ : 工事完了  
 ▼ : 「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可  
 以上

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立入制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

福島第一原子力発電所

6号タービン建屋 : 管理対象区域

Fタンクエリア : 管理対象区域

別添 : 検査場所図

以 上

検査場所図

